

2019年10月15日

特別資料 No.451 韓国 化学物質の登録及び評価等に関する法律、施行令及び施行規則  
(第3版)

正誤表

頁	行	誤	正
90	10	1. 令第10条の2第1号又は第4号の事項が変更された場合：変更事実が発生した日から <u>30日</u> 以内	1. 令第10条の2第1号又は第4号から <u>6号</u> の事項が変更された場合：変更事実が発生した日から <u>1ヵ月</u> 以内
90	13	<u>30日</u> 以内	<u>1ヵ月</u> 以内